

令和4年3月18日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 茂松 茂人  
(公印省略)

### 令和4年度診療報酬改定における施設基準の届出について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今般、近畿厚生局指導監査課より、令和4年度診療報酬改定における施設基準の取り扱いについて、近畿厚生局より3月17日付で保険医療機関宛に文書を発出する旨の連絡がありました。

送付文書には下記の内容等が記載されておりますが、施設基準の届出については、今回新たに施設基準が創設されたものに限らず、令和4年3月31日において届出されている施設基準であっても、令和4年4月以降、引き続き算定する場合は、届出直しが必要となります。(別紙の「令和4年度診療報酬改定に伴う施設基準の届出チェックリスト」をご参照ください。)

また、届出に際しては、届出方法をご参照のうえ、提出期限(令和4年4月20日(水)必着)までに近畿厚生局に届出を行っていただくこととなります。

つきましては、本件につきご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、地域包括診療加算等の届出については、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、臨時的取扱いにより、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能であり、研修が受けられるようになった場合は速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこととされております。

施設基準の届出に関して、ご不明な点がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ(TEL06-7663-7663)まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 記

#### ○診療所において届出直しが必要な施設基準

◇届出期限：令和4年4月20日

- ・機能強化加算
- ・後発医薬品使用体制加算1(有床診療所のみ)
- ・後発医薬品使用体制加算2(有床診療所のみ)
- ・後発医薬品使用体制加算3(有床診療所のみ)
- ・小児かかりつけ診療料1
- ・小児かかりつけ診療料2
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・外来後発医薬品使用体制加算1
- ・外来後発医薬品使用体制加算2

- ・ 外来後発医薬品使用体制加算 3

◇届出期限：令和 4 年 10 月 1 日

- ・ 有床診療所入院基本料（令和 4 年 10 月 1 日以降、引き続き算定する場合）
- ・ がん患者指導管理料イ（令和 4 年 10 月 1 日以降、引き続き算定する場合）
- ・ 在宅療養支援診療所（令和 4 年 10 月 1 日以降、引き続き算定する場合）

◇届出期限：令和 5 年 4 月 1 日

- ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1（令和 5 年 4 月 1 日以降、引き続き算定する場合）
- ・ 導入期加算 2（令和 5 年 4 月 1 日以降、引き続き算定する場合）

○届出方法

- ・ 施設基準の届出は正本 1 通を郵送する。
- ・ 封筒の上部の余白に朱書きで「医科施設基準届出書在中」と記載する。
- ・ 「届出書」の開設者の押印は不要。施設基準ごとに作成する。
- ・ 通知や届出様式で定められた添付資料を提出する。
- ・ 保険医療機関において、提出した「届出書」の写し（副本）を保管する。

○提出期限

令和 4 年 4 月 20 日（水）必着

○提出先

近畿厚生局指導監査課

担当事務局：

大阪府医師会保険医療課

電話 06-6763-7001